

○木場委員 お待たせいたしております。もう少々お待ちくださいませ。間もなく始めますが、お手元の資料の確認だけお願いいたします。

ナンバリングで資料1から4まで、4種類お配りしているんですが、ございますでしょうか。不足されている方は手を挙げていただけましたら、お届けいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました。これから第1回本会議後の記者会見を始めさせていただきます。

まず最初に、先ほど行われました会議にて、規制改革会議の運営方針を最終答申に向けて再度改定いたしましたことを御報告申し上げます。

概要につきましては、議長の方から、集中テーマで取り上げた重点タスクフォースの動きと併せまして御説明申し上げたいと存じます。

それでは、議長、よろしくをお願いいたします。

○草刈議長 この基本方針のところなんですけれども、皆さんのお手元にあるもので「規制改革会議の運営方針（改定案）」とあります。

それで、1ページ目のものは以前からといいますか、去年の6月に改訂したものと全く同じです。

次のページのところが、平成21年度の基本方針といいますか、我々としてはこう考えたいというところですよ。

御存じのとおり、規制改革会議は3年間の任期ですので、今年、この4月から来年3月まで任期としてはあるわけで、これが言ってみれば最終年度になります。したがって、より精力的に運動を展開していきたいと思っているということが第一です。

2番目に、去年までと様変わりというのは、御存じのとおり経済危機でありまして、予想以上に日本の実体経済が収縮をしてしまったということで、当会議の本年の取組みも、こういった現状をきちんと踏まえて敏感に対応していくべきであろう。つまり、当会議の活動を今日の日本経済における喫緊の課題に資する規制改革に絞り込んでいくべきではなかろうかということで、これに集中していくことを基本方針としたいという意味です。

その際、それでは、喫緊の課題とは何でしょうかといいますと、やはり経済危機の深刻な影響を最も受けているのが雇用であります。ですから、これを維持・増進することが非常に喫緊の課題である。同時に、やはり雇用を維持・増進するといっても、手をこまねいてはできないわけですから、外需頼みの、要するに輸出というのは、当分、アメリカ、欧州の景気が回復しないと望むべくもないということで、現局面では、やはり内需の拡大が非常に必要である。

それでは、その内需拡大というものは可能性がないのかといいますと、そんなことはなくて、無駄とか非効率性が温存されている、いわゆる官製市場の規制を解いていくことによって、成長路線というものができる。それによって雇用も拡大するというのが当然の成り行きであろうと我々としては思っているので、この際、こういう非常時にこそ、無用な諸規制を勇気を出して排除していく。これが成長に極めて有効な推進力になるんだというのが我々の確信でもありますし、それに全力を尽くしていこうというのが我々の使命だと考えているというところでございます。

それで、この2. というところに書いてありますが「集中テーマ」と「一般テーマ」というふう

に分けて、先ほど申し上げましたような意味で、集中をしていくというテーマをここに挙げてあります。それで、我々の方の会議の委員の方々、それから、事務局の方々の人材も限界がありますので、この「集中テーマ」のところにできるだけ人材活用、エネルギーの集約を行っていくということで、そういう配置もしております。各「集中テーマ」には、主査、副主査という形で配置をしているところです。

それで「集中テーマ」の中で、まず「A：雇用の増進、内需拡大に資する成長分野の規制改革」というところで、まず医療・介護。2番目に保育。これは社会保障関係です。3番目に、これはこのごろ話題になっていますが、農林業と水産業。4番目に住宅・土地。ここにもまだまだ内需拡大の余地はあろう。それから、5番目が航空・空港。とりわけ、空港ということです。

この辺を推進するために、やはり、それに必要な基盤整備として、1つは雇用・労働の問題があるでしょうということ。それから、2番目には、もっと深い意味で言いますと、教育だろう。この辺を「集中テーマ」としてやっていきたいということでもあります。

「一般テーマ」というものは、今まで我々が2年間やってきたものの、基本的にはこれまでの答申でやってきた中で「措置」と書いてあって、やると確認したのにやっていないものをきちっとやるという活動。それから「仕掛け中」の案件もあります。こういうものはきちっとフォローアップをしましょう、フォローアップを中心にやっていきましょうということです。

それから、同時に、皆さんお気づきのとおり、最近、要するに逆風を利用してということなんでしょうか、復活規制とか、新規規制というものが知らないうちにあつという間に出てきてしまうという、省令とか、政令とか、いろんな見えない形で出てくる。これをきちっと監視していくというアクションが必要であろう。そして、必要に応じて、それを取り上げていく。ですから「夜回り」とか、あるいは「監視機能」といったものが2番目に必要。

3番目に「あじさい・もみじ」。今回からは、6月の「あじさい」を中心にしてやっていきましょう。これで12月まで、この中でやり方も少し変えてやっていきましょうというようなことを、今、考えているということです。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございました。

続いて、本日、医療タスクフォースから出ささせていただきました意見書につきまして、松井主査から御説明をさせていただきたいと思っております。松井さん、お願いいたします。

○松井委員 医療を担当しています松井です。2枚、医療タスクフォースからペーパーを出しております。

先ず、資料3の「レセプトのオンライン請求にかかる規制改革会議の見解」というペーパーについてご説明します。ご覧ください。

その次のページが「規制改革推進のための3か年計画（再改定・抄）」となっていると思うんですけども、この3月の再改定で、レセプトのオンライン請求の義務化に関してこれまで閣議決定した内容について、少しだけ訂正があった。先日閣議決定されたこの訂正を受けて、会議の見解を示したものであります。

○が3つありますが、まず最初の○で、平成23年度当初からの原則完全オンライン化という方針については、いささかも変更はないということを改めて確認したということです。

二つ目の○で、他方、中山間地とか離島とかにおいては医師が不足しており、いわゆる「デジタル・デバイド」といった問題もあるので、完全オンライン化に向けて、こういったものが阻害要因になったり、促進を妨げるようなことはあってはならないという意味から、そのための措置ができるようにすることを確認したということです。

したがって、最後の○にありますように、オンライン請求化の促進に向けた措置の在り方について建設的な議論がこれから行われるでしょうけれども、ここに書いてある趣旨を逸脱して、医療の質の向上に不可欠なレセプトのオンライン請求化への取組みを後退させることは絶対あってはならないということでもあります。

もう1枚のペーパー、資料4ですけれども、これは「一般用医薬品の販売体制にかかる規制改革会議の見解」です。

インターネットを含めた通信販売による医薬品の販売について、昨年11月11日に当会議から意見書を提出しました。省令は、まだ、この時点では出ていませんでしたけれども、もし仮に出すとしたら会議としては反対の見解を持っているということで意見書を出したわけです。また、省令が公布されるのと同時に、募集していたパブリック・コメントの結果も公表されたのですが、寄せられた意見の97%は反対だった。にもかかわらず、今年の2月6日に厚労省から当初案通りの省令が出たということに関して、会議としては極めて遺憾であるということを改めて述べさせてもらうということです。

ただ、一方で、省令公布後ではありますけれども、この問題について検討会が設けられたことも事実でありまして、現在、その検討会でいろいろ議論が交わされています。

ただ、この改正薬事法は本年6月に施行されます。したがって、それまでに結論を得て措置する必要がある。また、この検討会でどういう結論が出るか、これから見守らなくてはいけないと思いますけれども、ペーパーの2つ目の○の最後に書いてありますように、事業者間のイコールフットリング、公平性が確保されたIT時代にふさわしい新たなルール整備がなされるべきであるという、前の意見書にも書いてありますけれども、こういったことを改めて会議として主張したいということです。

3番目の○ですけれども、もし、仮に万一、期日までに、すなわち6月までに結論が得られない場合は、そこに述べられているような経過措置等がなされてしかるべきであろうということも付け加えてあります。

これが当会議としての見解であるということです。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑応答に移ろうと思うのですが、順番として先に、今、松井主査から説明がございましたので、医療に対する質問をお受けした後、そのほかについてお受けしたいと思います。御質問のある方は、恐れ入りますが、会社名とお名前を先におっしゃってください。それから、

お近くにマイクがあれば、御質問もマイクでお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

それでは、どうぞ。

お願いします。

○記者 レセプトのオンライン化の方なんですけれども、2番目の○の中の「これらの現状への配慮が必要であり」という、この配慮の内容についてはどういったものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○松井委員 これは、例えば「デジタル・ディバイド」がオンライン義務化を進める上で阻害要因になるのであれば何らかの措置をすべきだということで、これからの議論です。具体的な措置内容については、これからの議論としか言いようがありません。

○木場委員 どうぞ。

○記者 もう一つなんですけれども、今回の閣議決定の見直しに至るまでの自民党などの議論の中で、このレセプトのオンライン請求の義務化というものは、規制緩和ではなくて規制強化ではないかというような、要するに、オンラインでしか請求できないものにするということで、むしろ規制の強化ではないかというような指摘があったんですけれども、もう一つ、今回、雇用対策として医療についても今後議論していくということですが、そういった、特にオンライン化によって高齢のお医者さんを中心に、オンライン化に対応できないお医者さんの退場を促すのではないかということで、むしろ、こういった医療関係者をちゃんと確保していくという流れに対して、これは逆行ではないかというような指摘もあるんですけれども、こういった点についてはいかがでしょうか。

○松井委員 このレセプトのオンライン化については、何も、つい最近議論が始まったわけではありません。1980年代の後半から、質の医療を徹底させるためにレセプトの電算化が必要不可欠ではないかということですずっと議論が交わされてきたわけです。実に約20年交わされてきた議論の末に、数年前にレセプトオンライン請求の原則完全義務化方針の閣議決定がなされ、数年にわたって準備を進めてきたわけです。

規制改革会議は、質の医療を追求するための、消費者視点での措置だと考えて推進してきたわけで、決して規制強化だとは考えておりません。

以上です。

○記者 医療関係者の確保に逆行するという点についてはいかがでしょうか。特に高齢のお医者さんを。

○松井委員 ですから、「デジタル・ディバイド」といった問題があって、質の医療にとって必要なオンライン請求義務化の阻害要因になることがあってはならないという意味で措置が必要だと考えたということです。

○木場委員 よろしいでしょうか。

ほかに医療に関しまして質問のある方は、挙手を願います。

よろしいですか。いらっしゃらないようでありましたら、そのほかのテーマにつきましても質問をよろしく願いいたします。

お願いいたします。

○記者 先ほど、冒頭の大臣のごあいさつの中でも、規制改革は決して順風ではない状況だというような御指摘もございました。こうした状況、こうした御指摘を議長はどのように受け止められるか。

それと、これまでの規制改革の在り方の問題点、あるいは反省点みたいなものは議論なさるようなことはあるのでしょうか。

○木場委員 議長、お願いします。

○草刈議長 規制改革は順風でないというようなお話がありましたけれども、これは結局、規制改革というものは規制緩和とは少し話が違うわけです。ですから、必ずしも緩和ばかりやっていてもいいものではないんですけれども、ただ、いわゆる基本的に規制改革全般というものは、あるいは規制緩和、特に規制緩和の方は、要するに既得権を持っている方から一旦既得権を切り離して、それで新しい形、皆さんが参入できるような形に持って行って、それでより効率性の高いビジネスなり経済効果をもたらすというのがねらいなわけです。

ですから、そういう意味で言いますと、既得権を持っておられる方にとってみれば、これは規制改革はやってほしくないというのは当然ですから、そういう意味での追い風でないといいますが、そういう方にとっての反対が出てくるわけで、これは何も今に始まったことではありませんけれども、やはり、そういう既得権を持った人たちが、だんだん政治状況もこれあり、発言力が強くなってきているということも最近の傾向としては更にあるわけで、そういう意味でおっしゃったんだろうと思います。

また、先ほど申しあげましたように、決して、それは今に始まったことでは毛頭なくて、特に官製市場と言われるところではそういうものが非常に強いわけで、このいわゆる官製市場と言われる、例えば医療もそうですし、農業もそうですし、保育とかそういったものは、既得権というものは、仕事をやっている方もそうですし、あるいは官庁そのものもそういうものがありますから、それによって非常にブロックがかなりきついということですし、今みたいに、さっき大臣も言われていましたけれども、規制改革というものがあるから我々の成長を阻害しているなどという非常に誤解を持った人たちがそういう発言も多いし、マスコミもそういう形がかなり目立つという感じを私はしています。

要するに、そういう中で、ますますそういう傾向が強くなってきているというふうに私は思っているだけの話で、これは初め、順風ですずっと行ってきたということでは全くなくて、残念ながら、順風がどんどん吹いてきたことは私の経験では一度もありません。

○記者 今、この会議の、前身の会議も含めて、進めてきた路線自体が問題点をはらんでいたとかという認識は持っておられないということですね。

○草刈議長 私は全然持っていません。勿論、いろんな意味で、必要に応じてセーフティーネットとか、そういうことをきちっとつくらなければいけないという部分は勿論出てくるでしょうけれども、これは我々の仕事というよりも、そのフォローアップをしていただくのは、やはりそれなりの方々の仕事だと思っていますので、勿論、必要に応じて反省をしなければいけないところはしよ

うと思いますけれども、基本路線が、基本的なテーゼ、あるいは方向性が間違っているとは私は思っておりません。

○木場委員 どうぞ。

○八田議長代理 補足させていただきます。先ほど大臣は、「規制改革は、パイを大きくする。再分配のことを考えるときに、パイを大きくすることを忘れてしまっては困る。」という趣旨のことをおっしゃいました。そのとおりだと思います。

これに関連して思い出すのは、前島密が日本で郵政事業を始めたときに、飛脚業界が大反対したことです。郵政事業が始まったら、飛脚の職はなくなってしまう、と考えた。飛脚業界は郵政事業に対する最大の政治的な抵抗勢力でした。前島は、結局、郵政事業で飛脚たちを雇用するという手当てをして、郵政事業を実行しました。しかし、飛脚の既得権を守るために郵政事業をしないという選択をしていたら、日本の成長を阻害する大事な要因になっていたでしょう。

もう一つの例を挙げましょう。1960年代初頭に、中東からの石油が安く入ってくるので自由化しようとしたら、石炭産業が猛反対をした。それにも関わらず、通産省は石油輸入の自由化をしました。その結果実際に、大量の失業者が出たわけです。しかし、この自由化がなかったら日本の高度成長はあり得なかった。

要するに、規制改革というものは、ある程度長い目で見たら、国全体が成長し、生産力を増やしていくのに不可欠なものです。短期的に見ますと、既得権を持っている人は損をする。したがって、規制改革に対して政治的な抵抗があるのは当たり前なんです。しかし、それにもかかわらず、そういうことを政府の中できちんとやっていける組織を持っているということは、日本が誇るべきことなのではないかと思います。

これからも抵抗はあると思いますが、是非ともマスコミの方々の御理解をいただきたいと思います。

○木場委員 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに御質問はございますか。

お願いします。

○記者 資料1の2.のところで「集中テーマ」を改めて挙げられていると思うんですけれども、これは医療・介護、保育、農・林・水産、住宅・土地、航空・空港と、これはもう少し具体的にどのような分野をやるかというようなところを明らかにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○草刈議長 資料2に、これでも具体的と言えるかどうかはわかりませんが、ずっと並べてあります。

資料2はありますか。

○記者 あります。

○草刈議長 それを読んでいただければ大体のことはわかると思いますが、いわゆるもう少し、非常に具体的なテーマ、あるいは「集中テーマ」の中でも更に集中すべきテーマというものは今から2か月ぐらいの間に、いわゆる基礎的なスタディとか、あるいはフィールドワークというんですか、いろんな現場へ行ってみるとか、そういうことをやりながら、もう少し絞っていくという作業が、この中で今から始まるというふうに御理解いただければいいと思います。

○記者 わかりました。

○木場委員 ありがとうございます。ほかにございますか。

もう一問ですね。どうぞ。

○記者 もう一つ、今年度が一応、最終年度ということですがけれども、今年度が終わった後の後継の組織などというものは、今は検討されているのでしょうか。

○草刈議長 まだ始まったばかりで、さっき、あちらからお話があったように、なかなか難しい局面だらけなので、そこまで考える余裕はありません。

ただ、御存じのとおり、これは 1995 年から連綿と続いてきた会議で、なかなか、ほふく前進したつもりだったのが全然進んでいなかったとか、いろんな意味で非常に遅々として進んでいるということなんでしょうけれども、したがって、要するに継続性は非常に大事だと思っています。私どもは総理大臣から辞令をもらってやっているわけです。ですから、勿論、いろいろ議論はするつもりですが、いずれにしても、秋口以降にそういう議論といいますか、検討をして、できることならば、ちゃんとした組織が存続して継続するというのが望ましいとは思っていますが、私どもが決めることではありません。

○木場委員 ありがとうございます。

御質問はよろしいでしょうか。

委員の皆さん、補足したいことなどございましたら、せっかくですから、お願いいたします。

どうぞ。

○中条委員 1つだけ感想を。さっき、こういう逆風について感想を、という質問がありましたので1つだけ申し上げておきますと、私はウインドサーファーなんですけど、ウインドサーフィンとかヨットというものは 45 度まで風上にさかのぼれるんですけども、逆風のときの方こそ面白い、闘志が湧くというのが1つ。

それから、反省点はないかという質問についてですが、同じ質問に対して根気よく答えていかなければいけないと思うことです。先ほども、「レセプトのオンライン化は規制緩和ではないのではないか」という御質問がありました。私、30 年ぐらい同じような質問を何度も聞いているんです。だんだん答えるのが面倒くさくなってきます。

しかし、前の経済財政政策担当大臣の大田弘子さんが、20 年ぐらい前ですがけれども、やはり、この規制改革のことをやっていたときに、「焦らず、怒らず、あきらめず」ということを言っていました。ともかく、焦らず、そして、あきらめないということが大事だと反省しています。先ほども、例えばお年寄りの「デジタル・ディバイド」というお話がありました。これもしょっちゅう出てくる話なんです。しかし、これは、お年寄りに対してとても失礼な話で、お年寄りだからコンピュータが使えないというのは絶対ない話なんです。

そういったことも、やはり根気よく説明はしていかなければいけないんだと思います。もう勘弁してくれという気持ちが大分あるんですけども、これから一所懸命、私たちも説明をしていきますので、是非、記者の皆さんも聞いていただきたいということです。

それから、後継組織のことについて質問がありましたけれども、この会議がなくなっても、私は

ずっと規制改革を一所懸命やっていますので、どうぞ御心配なくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして、お忙しいところ、ありがとうございました。これをもちまして、記者会見を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。